



令和7年7月28日

名護市長 渡具知 武豊 殿

地方独立行政法人名護市行政事務機構評価委員会
委員長 嘉手苺 健

意見書

地方独立行政法人名護市行政事務機構の令和6年度（第1期事業年度）に係る業務の実績に関する評価について、地方独立行政法人名護市行政事務機構評価委員会条例第2条の規定に基づく意見は、下記のとおりである。

記

地方独立行政法人法第78条の10第1項の規定による地方独立行政法人名護市行政事務機構の令和6年度（第1期事業年度）に係る業務の実績に関する評価については、別添のとおりとすることが適当である。

ただし、次回以降の評価方法について、別紙のとおり改善を求める。

【別紙】地方独立行政法人名護市行政事務機構の令和6年度（第1期事業年度）に係る業務の実績に関する評価についての意見

当評価委員会の評価に対する考え方は、評価要領において示しているとおおり、評価時点における法人を取り巻く環境を踏まえ、業務運営において特色ある取組や様々な工夫を積極的に評価するとともに、改善が必要であると認められる事項については、その改善を促すことにより、法人運営の質的向上に資するものとなることを目指すものである。

今回の評価については、先行事例の方式に倣って実施したものであるが、上記の考え方を踏まえて評価を実施するに当たり、解消すべき若干の課題が浮かび上がったため、次回以降の評価の方法について、以下のとおおり改善を求めるものである。

なお、先行事例の方式に倣って評価を実施したことについては、事業開始初年度であることを考慮すれば至極適切なやり方であり、今回の評価を否定するものではないことを付言する。

- 1 項目別評価を5段階評価で行うことについて、評価の中心化傾向（評価が中央の値に集中すること。）を招き、賞賛又は改善すべき事項が見えなくなることによって、評価を行うことが無意味化することに繋がるため、中央の評価（Ⅲ等）を廃止して4段階評価などのメリハリがついた評価とすること。
- 2 目標設定において定量的指標を用いることは、評価の実施に資するものであるが、定量的指標として用いた住所異動（転入）業務の事務処理時間は、計測する時期の社会情勢や、転入者の個々の状態に影響を受けることが明らかであり、同一の条件による比較が困難であるため、評価の指標として適さないのではないかと思われた。よって、定量的指標を用いる場合は、適切なものを選定すること。